

令和3年度第1回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 令和3年7月1日(木) 午前9時30分から午前11時40分まで

場 所 日進市役所本庁舎4階第1会議室

出 席 者 昇秀樹、杉山知子、谷口功、萩野章、清水香子、長谷川純、鈴木知代子、住田穂積、田中拓己、幸村朋子(敬称略)

欠 席 者 なし

事 務 局 石川達也(総合政策部長)、和田徹(同部調整監)、杉田武史(同部次長兼企画政策課長)、安彦直美(同課課長補佐)、西口和宏(同課市政戦略係長)、犬飼啓貴(同課同係主任)、志水崇法(同課同係主任)

説明の為に出席した者 大鐘徹也(市民協働課長)、長原詠子(同課課長補佐)、安藤英樹(同課市民協働係長)、秋山里奈(同課同係主事)

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有(4名)

次 第 1 開会
2 議題
(1) 日進市自治基本条例第27条に基づく検証について(答申)
(2) 市民参加手続の実施状況報告について
(3) 市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価について
3 閉会

配布資料 ・資料1 日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)第27条第2項に規定する条例の遵守の検証について(答申)(案)
・資料2 令和2年度市民参加手続実施状況及び令和3年度市民参加手続実施予定
・資料3 日進市市民参加及び市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価について

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 議題
会 長	議題(1)日進市自治基本条例第27条に基づく検証の答申について、説明をお願いします。
事 務 局	(資料1に沿って説明)
会 長	答申案について意見や質問はありますか。
委 員	資料1の34ページ、「委員会での主な議論・意見」に記載されている「適切な自治のツール」という文言が具体的でないように思いますので、表現を改善できないでしょうか。
事 務 局	本委員会において、住民投票は自治の実現のために用意されている制度であり、実際に住民投票の実施の判断をする際は、その前提をもって判断を行わなければならないとの議論があり、その内容を表現したものになります。
会 長	これまでの議論は実施の判断の場面に関わらず、住民投票は、自治の推進につ

発 言 者	内 容
	ながるよう運用されなければならないという内容として整理できると思います。
事 務 局	記載を修正させていただきます。
委 員	資料 1 の 2 ページや 11 ページの「声なき声」という表現について、物言わぬ多数派の議論と行政等の助けが必要だが、それを発信することが難しい方の二つの議論があったと思います。まとめた表現となりすぎていると思います。
会 長	それぞれを表した表現となるよう、事務局で修正してください。後程、確認します。
委 員	物言わぬ多数派と少数派の二つを取って分けて考えていますので、そのような内容としていただきたいと思います。
会 長	答申に移ります。
	(市長入室)
	(会長が答申書を読み上げ、市長へ手交)
事 務 局	新たに諮問事項がございますので、市長から諮問いたします。
	(市長が諮問書を読み上げ、会長へ手交)
	(市長退室)
会 長	議題(2) 市民参加手続の実施状況報告について、説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(資料 2 に沿って説明)
会 長	意見や質問はありますか。
委 員	資料 2 の「非常に適している手続(◎)を 2 つ以上選択しなかった理由」について、3 ページ 7 番は理由として適切ではないと思います。 また、コロナ禍によって令和 2 年度はワークショップが行いにくかったとのことですが、今後、望ましい市民参加手続の手法としての位置づけを見直していく方向でしょうか。それとも、実施方法を工夫して、これからもワークショップを実施していく方向でしょうか。 ほかに、市民参加手続の手法における「その他」とは、具体的にどのような内容が含まれますか。市民参加手続として「その他」に含めるための要件のようなものはありますか。
市 民 協 働 課	ワークショップの今後の取り扱いについては、必要に応じて検討していきます。なお、令和 3 年度においては、実際に手続を行う各課において、代替手段も含めて工夫して実施していく予定です。 市民参加手続の手法における「その他」は、日進市市民参加及び市民自治活動条例第 8 条に規定されており、個別規定で手続の実施内容が定められているものや、同条に列挙されているもの以外で、適当と考えられるものが該当します。例として縦覧が該当します。
会 長	はじめの「非常に適している手続を 2 つ以上選択しなかった理由」に係るご意見についてはいかがですか。
市 民 協 働 課	再度、担当課と検討の上、公開させていただきます。

発 言 者	内 容
委 員	重要な手続に狙いを絞って実施するという形はよいと思います。それぞれの手続の中で出た意見をどのように取り扱ったか分かる資料となっていると、なおよいと思います。
会 長	条例が制定された当初は、まず、市民参加手続を実施することを目指していました。今のご意見は、さらに進んだ内容として、手続の結果を追っていくということになります。手間はかかりますが、可能であれば実施した方がよい内容だと思います。
委 員	市民参加手続に参加した人は、その結果が知りたいと思います。手間もかかりますし、完全な実施は難しいと思いますが、そちらの方向に向かっていけるとよいと思います。
会 長	市民参加手続の結果を全庁的に聞き取っていくという作業になるのかもしれませんが。
市 民 協 働 課	資料2には「手続の結果」欄がありますので、次年度以降にこの欄を活用してまとめていきたいと思います。
委 員	市民参加手続によって得られた意見を採用しなかった理由が分かるようになっていると、市民の側も今後の意見を考える際に生かしやすいと思います。
委 員	先ほど、市民参加の手法として、スマートフォンやテレビを利用するという話題がありました。そうした手法は、手続の手法でいう「その他」に該当しますか。
市 民 協 働 課	日進市市民参加及び市民自治活動条例や同規則では、市民参加の手法について、事前の公表等の要件を定めています。要件を満たしていれば、例えば、意向調査として市民参加の対象になるものと考えます。
委 員	例えば、予算に対して「良い」や「悪い」を市民がすぐに反応して表明するといったものを市民参加として取り扱う手法は、現状、無いということでしょうか。
事 務 局	ありません。
委 員	スマートフォン等を利用した手法は、意向調査として取り扱うことや、意見交換として取り扱う事もできると思います。なりすまし等の問題点もありますが、実験的に、子ども達等、従来の市民参加手法に参加しない人々の声を拾うために活用することも考えられると思います。
会 長	他自治体では、総合計画策定時に、市立の小中学生から意見聴取を行った事例があります。例えば、通学路に対する視点は、大人の視点とは大きく違いました。年齢別にみると行政ニーズには大きな違いがあるようです。一つの取組として考えてみてもいいと思います。
会 長	議題(2)市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価について、説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(資料3に沿って説明)
委 員	資料3の7ページ、「(4)地縁型コミュニティのクロス分析」について、指標となっている「地域活動への参加率」は、地域活動にお祭りや行事を含んでいるた

発 言 者	内 容
	め、高い数値になっていると思います。今後は、助け合い活動のように課題を解決する地域活動への参加率も把握すべきではないでしょうか。また、次の3点についてお聞きします。区・自治会加入率の分母となる世帯数の数え方について。自治会加入率向上のために想定している具体的な方策について。区・自治会が行う未加入世帯への対応を把握していますか。加えて、区・自治会に未加入の世帯も包括した形の助け合い会議が地域福祉計画に基づいて設置される予定ですが、このことについてお考えをお聞かせください。
市 民 協 働 課	指標における地域活動の内容については、コミュニティ施策担当や指標の出典である市民意識調査担当と協議していきたいと思います。区・自治会加入率の分母の世帯数は、住民票のデータを使用しています。なお、分子は区・自治会から報告のある加入者数の合計です。自治会加入率向上のための具体的な方策については、今後、検討していきます。区や自治会が行っている未加入世帯への対応の把握については、別途、確認いたします。助け合い会議については、所管課に確認する必要がありますので、この場で具体的にお答えできる内容はありません。
委 員	私の経験では、区や自治会の未加入世帯への対応は、ポスティングなどしています。関連して、区への加入と未加入の方で、ゴミ捨て場の清掃分担の問題があります。加入の方には順番の割り振りができますが、未加入の方には一律に順番の割り振りができません。新しく転入してくる方が多い地域で問題となることが多いようです。
会 長	ゴミ捨て場の所有者はどなたですか。
委 員	市で確保していただいています。
市 民 協 働 課	公園や道路用地を利用するなどしていますが、私有地や区所有地の場合もあると思います。
会 長	他の自治体では、区所有地にゴミ捨て場が整備され、区加入者のみが利用できるということで問題になるという事例も聞きます。
委 員	日進市では、区や自治会に入らなくても、ゴミ捨て場が使えないなどといったデメリットはありません。私の経験でも、未加入世帯への訪問を行ったことがあります。区や自治会は任意の団体ですので、全ての住民の加入は非常に難しいという感覚です。
委 員	区や自治会に入らなくてもデメリットはないというところは問題と感じていませんが、加入者と未加入者を合わせて、ゴミ捨て場清掃の当番表を作る際に課題を感じています。
会 長	先ほどお話のあった助け合い会議は、区や自治会への加入・非加入とは別に、地域福祉・介護の観点から対応していく組織という考え方ですか。
委 員	全体の奉仕者としての行政の役割から、全ての市民に公共の福祉を実現する組織としたいと考えられています。区や自治会とは別組織になります。
会 長	例えば災害時の助け合いは、実体としてどうなっているのでしょうか。区や自

発 言 者	内 容
	治会が担っているのでしょうか。
事 務 局	区や自治会だけでなく、自主防災組織や民生委員等、多くの組織が関係する状況となっています。
会 長	多様な行政目的を達成するため、様々な組織をつくっていくと、区や自治会に加入するメリットが、より少なくなっていくという事も懸念されます。
委 員	福祉と防災の活動について、区や自治会への加入に関わらず区域の住民全てに行い、それらの活動をきっかけに加入へつなげるという取組もあります。
委 員	日進市の中には、取組の分担を整理できている地区とそうでない地区があります。今後、実情を確認していくことになっていますが、各地区で性質やルールが違っています。このことは、住民自治組織として問題ありません。一方で行政として、例えばゴミ捨て場の清掃を例にすれば、区・自治会の加入・未加入者の双方に、市民として清掃の分担をお願いできるような制度をつくっていくのかという事が課題となっています。
委 員	区や自治会の立場からは、加入していない人に情報を広く伝える手段がないという課題もあります。
委 員	そういった課題には、情報技術等を活用していくことになると思います。新しい社会の仕組みとしてそのような方向性が考えられます。
委 員	<p>近隣自治体の区・自治会加入率が資料に記載されています。この中では長久手市が低くなっており、今後の低下も予想されます。だからこそ、長久手市は区や自治会に加入していない市民の暮らしを制度として保証していく取組を始めています。小学校区ごと仕組みを作り、支援を行っています。これまで自治体が区や自治会に多くのことを任せてきており、それがうまく回らなくなってきた現状の中で、全体をどのように包括していくのか、全国の自治体は悩んでいます。日進市もそのような局面にきていますが、なかなかうまく進んでいません。</p> <p>いくつか意見です。一点目、基本指標について、前にもお伝えしましたが、今後、件数などの量的評価だけでなく、解決した課題の内容等の質的評価が求められるようになっていくことになると思います。二点目、にぎわい交流館の利用者数が増えていく中で、地縁型コミュニティの枠を超えた活動が行われています。このような活動の多様性を把握して、受け皿を用意しなければならないと思います。三点目、まちづくり協議会が4つあり、5つ目が立ち上がろうとしています。区や自治会に縛られない役割が期待される中で、こういったものを評価し、支援し、広げていただきたいと思います。社会福祉協議会ではこの立ち上げに非常に苦勞されています。</p>
委 員	市民意識調査の手法について教えてください。なお、自治会の加入率については、2世帯住宅を1世帯と数えたり、施設入居により休会したりすることがあるため、住民票上の世帯の内、数パーセントは非加入世帯として数えることとなり、100パーセントにはならないものと思います。
事 務 局	市民意識調査は総合計画の指標や市民のご意見を確認することを目的に2年に

発 言 者	内 容
	1 度実施しており、市民の中から 3,000 人を無作為抽出し、調査票を郵送しています。回答も、令和 2 年度調査までは返信用封筒で調査用紙を返送していただく方法です。今後は、ウェブ回答等の手法も検討していきたいと考えています。
委 員	他の自治体で紙とウェブを併用した市民意識調査を行ったところ、回答率が従来の 30 パーセント台から 70 パーセント台に上がったということがあります。回答の傾向に変化はなかったようですが、回答率の向上という点では望ましいと思います。また、区の加入率について、世帯という話がありました。現在は世帯単位での把握なのですが、今後、個人単位という考え方を検討していく必要があるかもしれません。世帯の在り方が多様化していきますし、担い手不足を補うという点でも考えられます。例えば、高校生や大学生が加入者となるというようなことです。世帯の考え方は、昨年度の臨時定額給付金支給の際も議論となりました。柔軟な住民組織の在り方という観点からは検討の余地があると思います。
会 長	ほかに全体を通してご意見等がありますか。
	(委員から日進市地域福祉計画に基づく(仮称)たすけあい会議について情報提供)
	3 閉会